

個人馬主の税金まとめ

原則！通常は競走馬の保有に係る所得は雑所得 馬券が当たった一般の人は一時所得です。

賞金は源泉徴収されます(当該賞金の20%と60万を控除した金額の10%)

雑所得の計算の仕方は？競争馬に係る収入 競争馬に係る経費 = 雑所得

雑所得になるより事業所得になるほうが節税にはなりますがハードルは高いです。

その年の競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するかどうかは

その年において登録馬の登録機関が6月以上のものを5頭以上保有

その年以前3年以内の各年において登録馬(6月以上保有)を2頭以上保有しかつその年の前年以前3年以内の各都市のうち競争馬の保有に係る所得の金額が黒字の金額が1年以上ある

Q & A

Q 事業所得に該当するメリットは？

A 赤字のケースで他の所得(給与所得)と損益通算できる。



Q 個人でなくて法人で馬主になるケースは？

A 1頭でも制限なく事業扱いされます。

Q 減価償却は？

A 生物(競走馬) 4年で償却

Q もし馬を個人が売却した場合損失が出てしまったら？

A 競走馬の売却による所得は総合譲渡所得といい、損が出た場合、競走馬の保有に係る雑所得から差し引くことができます。

Q 消費税は？

A 馬主の賞金、奨励金には消費税がかかります。1000万を超えると消費税課税事業者となるので注意です。事業税は事業所得でもかかりません。固定資産税もかかりません。

